

労働保険について教えてください

Q、従業員を雇用することになりました。労働保険制度について教えてください。

A、労働保険とは労働者災害補償保険（一般に言う労災保険）と雇用保険のことです。

正社員・パート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用すれば適用事業所となり、加入手続きをしなければなりません。

労災保険は労働者が、業務または通勤が原因で病気や怪我、死亡したときに給付される保険です。原則、個人事業主や事業主と同居の親族、会社の役員には適用されませんが、労働保険事務組合に事務を委託した場合は、特別加入制度を利用して給付を受けることも出来ます。

労災保険には業務中の仕事が原因で給付を受けられる業務災害と、通勤が原因で給付を受けられる通勤災害の2つがありますが、たとえ業務中であったとしても、従業員が故意に事故を起こした場合は対象にはなりません。

通勤災害では、就業に関して住居と就業場所との間を合理的な経路と方法で往復することを「通勤」と考えます。通勤経路を中断、または逸脱した場合はそれ以降通勤と認められず、万一、怪我をしても給付は受けられません。

ただし、日用品の購入や家族の介護など、日常生活上必要な行為は逸脱している間を除いて通勤と認められます。

雇用保険は加入中の労働者が、離職した場合の失業給付や育児休業給付、介護休業給付などが給付される保険です。また、労働者だけではなく事業所に対しても、雇用関係助成金など様々な助成金が支給される制度となっています。

適用や受給には色々な条件があります。詳しくは事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。